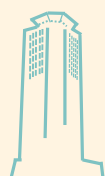


吹田市 重層的支援体制整備事業 実施計画



2025年 3月 吹田市

目次

はじめに	1
第1章 重層的支援体制整備事業とは	2
(1) 事業の概要	2
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画期間	5
(3) 計画の推進体制	5
第3章 吹田市における各事業の実施体制について	6
(1) 相談支援事業	6
①受けとめ隊	6
②多機関協働事業者と3つの会議	7
(2) 参加支援事業	9
(3) 地域づくり事業	9
巻末資料 「吹田市重層的支援体制整備事業に資する取組」	11
(1) 包括的相談支援事業	11
(2) 地域づくり事業	15

はじめに

本市では、2022年3月に第4次吹田市地域福祉計画を策定し、重点施策として「包括的な相談支援体制の構築」を掲げています。これは社会情勢の変化などにより、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化していることから、今まで以上に身近な地域にある様々なサービスや専門の支援機関に円滑につなげていく必要があるとして推進しているものであり、これを具体的な仕組みとして形成するべく、2025年4月から重層的支援体制整備事業を実施し、本事業の効果的な実施のため、「吹田市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

また、日頃から支援に携わる支援機関にヒアリングを実施したところ、「本人と信頼関係が構築できている機関と一緒に対応することで支援がスムーズに進んだ。」「支援のスピード感が支援機関や支援者によって異なると感じている。」「支援機関同士の顔の見える関係性づくりの機会があれば参加したい。」「属性の線引きが緩やかな支援制度があれば本人にとっても利用しやすいと思う。」など、属性を超えた多機関連携による支援の重要性を感じているものの、連携の難しさに悩まれている意見が多く出ました。重層的支援体制整備事業にあたっては、このような現場の意見を積極的に聞き取りながら効果的な事業実施に努めます。

第1章 重層的支援体制整備事業とは

(1) 事業の概要

重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」といいます。）は、地域主体で行われている既存の取組を活かし、複数の支援事業を、各分野の制度や縦割りを超えて一体的に実施することで、市の支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民と連携して課題を抱える世帯への支援体制を構築し、皆で支え・支えられて地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すものです。

また、近年では社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050 問題（※1）など、一つの世帯に複数の課題が存在する複雑化・複合化したケースが顕在化しており、従来の高齢者・障がい者・子供・生活困窮者といった対象者別の制度では十分なケアが困難になっています。このようなケースについて寄り添った支援が行えるよう、重層事業により包括的な支援体制を整備していきます。

なお、本事業で一体的に実施する支援事業は図1のうち以下の3つです。

第1号「相談支援事業」

☞ 本人や世帯の世代や属性を問わず相談を受け止め、世帯の課題やニーズを把握する事業

第2号「参加支援事業」

☞ 本人や世帯の状態に応じて、様々な体験等を通じて社会とのつながりをつくる事業

第3号「地域づくり事業」

☞ 住民と地域の多様な活動や資源とのつながりが生まれる環境を整備する事業

これら3つの事業をより効果的かつ円滑に実施するため、図1の第4号から6号までの機能を重ね、連携させることで、複合化する課題等への対応や孤立させない地域社会の形成を目指します。（具体的な実施体制については P6「第3章 吹田市における各事業の実施体制について」を参照）

第4号「アウトリーチ等を通じた継続的支援」

☞ 訪問等により本人と継続的につながるための信頼関係を構築する機能

第5号「多機関協働」

☞ 本人や世帯を取り巻く複数の支援関係機関の役割りを調整する機能

第6号「支援プランの作成」

☞ 第5号により支援が必要と判断された場合に、提供する支援の種類や内容等が記載された支援プランを作成する機能

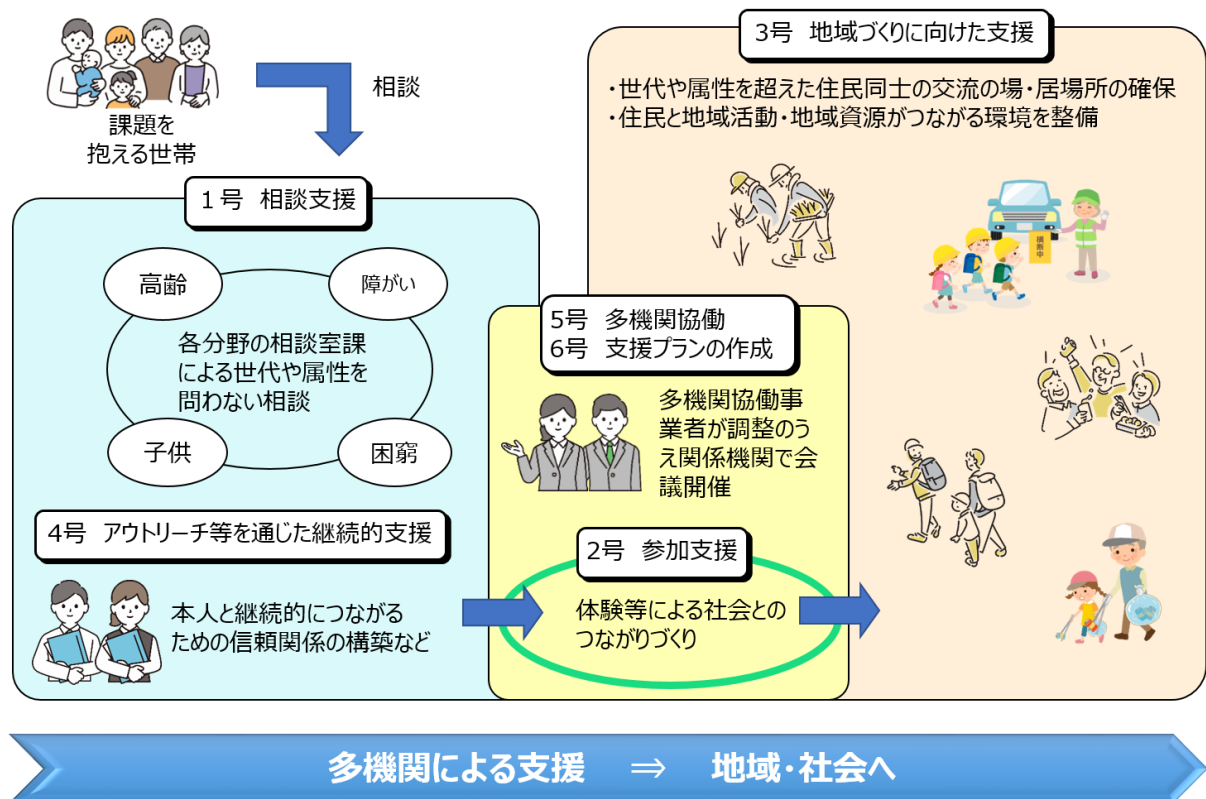
※1「8050 問題」

80 歳代の親と 50 歳代の無職の子供が同居したまま高齢化し、経済的に困窮・孤立する社会問題。

【図1 社会福祉法第106条の4第2項】

重層的支援体制整備事業（以下の各号をすべて実施）			
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援（相談支援事業）	【高齢】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障がい】障害者相談支援事業
	ハ		【子供】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援（参加支援事業）	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援（地域づくり事業）	【高齢】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【高齢】生活支援体制整備事業
	ハ		【障がい】地域活動支援センター事業
	ニ		【子供】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援	新
第5号		多機関協働	新
第6号		支援プランの作成	新

【図2 重層的支援体制整備事業全体イメージ】



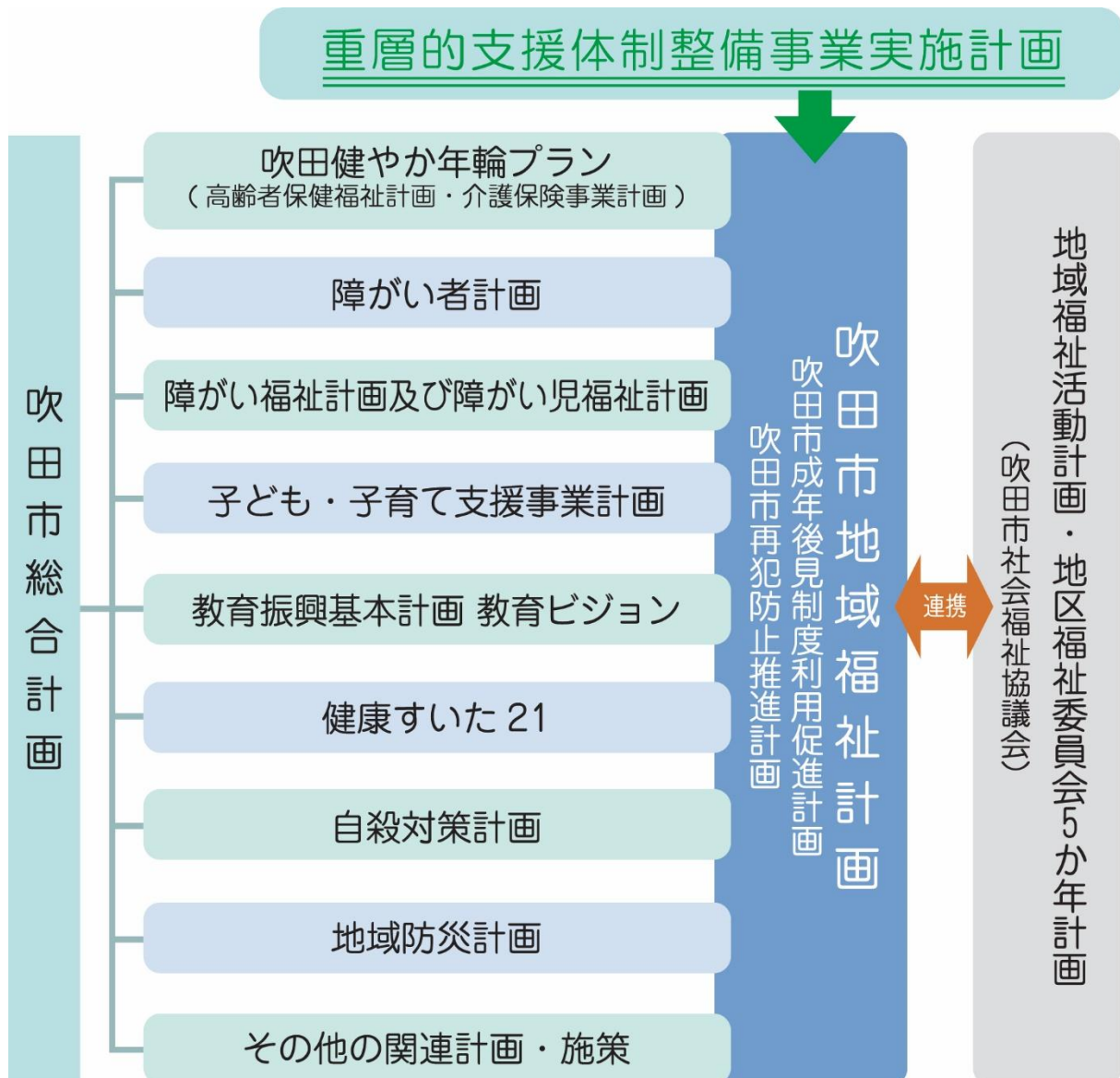
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画

(1) 計画の位置づけ

本計画は、重層事業の実施にあたり、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本計画は、第4次吹田市地域福祉計画における「包括的な相談支援体制の構築」「みんなの居場所づくり」等に資する計画であることから、地域福祉計画の附属計画として位置づけし、今後地域福祉計画に包含する予定としています。そのため、地域福祉計画と同様に各分野の個別計画、それらの上位計画である総合計画及び地域福祉の推進を目的とする団体である吹田市社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画等との整合性・調和を図りながら推進していきます。

【図3 本市の他計画との関係】



(2) 計画期間

本計画の計画期間は事業開始の 2025 年度から第 4 次吹田市地域福祉計画の終期である 2026 年度までの 2 年間とします。2027 年度以降は第 5 次吹田市地域福祉計画へ包含し、評価・見直しについても合わせて行う予定です。

【図 4 計画期間】



(3) 計画の推進体制

本計画は、地域福祉計画の附属計画として位置づけることから、地域福祉計画同様、地域福祉に関わる多様な主体と行政が一体となり、複雑化・複合化する地域生活の課題を把握し、その解決に向けて連携・協働を深めながら計画を推進していきます。

第3章 吹田市における各事業の実施体制について

(1) 相談支援事業

複雑化・複合化した課題や制度の狭間の相談について、介護、障がい、子供、生活困窮等の各分野の相談室課が相談者やその世帯の世代や属性を問わず、一旦は受けとめてから専門分野の室課につなげる等の支援を検討することで、世帯の課題を見落とさない包括的な相談支援体制を構築します。

また、地域の相談窓口として吹田市社会福祉協議会や地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等がお話をお聞きします。地域の相談窓口は、受けとめた相談内容に応じて適切な専門機関等へつなぎ、問題の解決に向けたサポートをします。

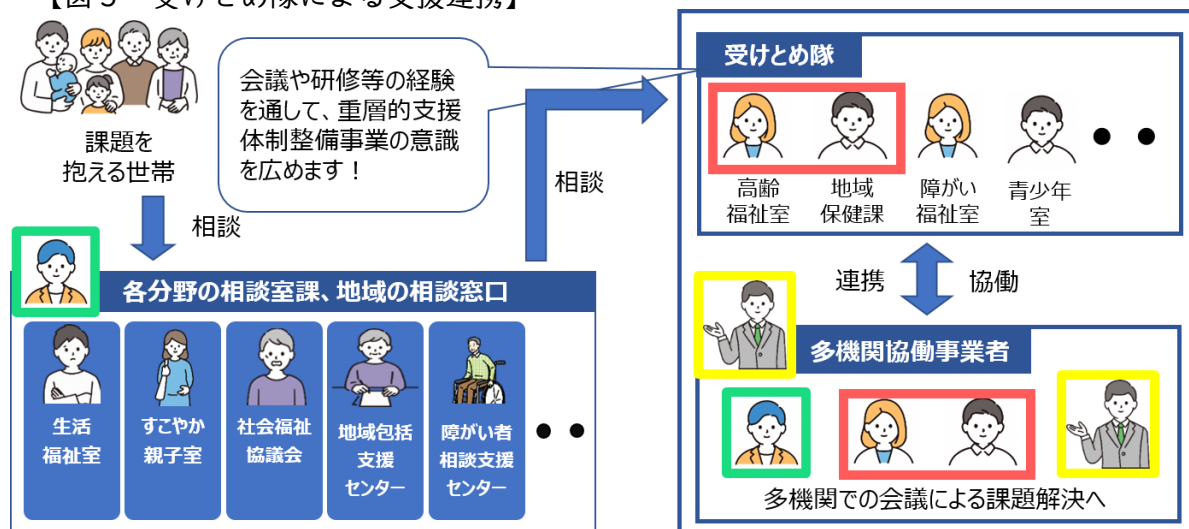
①受けとめ隊

相談者の相談内容から課題が複雑化・複合化していることが判明し、相談先の室課や支援機関（※1）のみでは対応が困難な場合や既存の連携体制で対応できるか判断に迷う場合は、各室課に配置されている受けとめ隊に相談します。

受けとめ隊は、各室課や支援機関との連携方法を一緒に検討し、必要に応じて相談内容を多機関協働事業者（7ページ参照）へつなぎます。また、様々な機関による支援検討の現場を知るため、担当の支援者と一緒に会議に出席する他、重層事業にかかる庁内研修等にも出席します。これらの取組により連携意識の醸成を図り、受けとめ隊を通して庁内における重層事業の周知・啓発及び連携スキルの向上を目指します。

受けとめ隊は福祉部局のみならず複雑化・複合化した相談に関わる複数の室課に配置し、事業の浸透状況や関連度合いを見ながら段階的に更に他の室課への配置も検討します。これにより各室課と支援機関の連携強化を図ります。

【図5 受けとめ隊による支援連携】



※1「支援機関」

必要に応じて対象者にサービスや支援を提供する機関。ここでは特に「吹田市の組織以外の外部機関」という意味として用いています。

②多機関協働事業者と3つの会議

包括的な相談支援体制の中で受けとめた相談のうち、既存の連携体制や相談先の機関のみでは対応が困難な複雑化・複合化したケース等については、受けとめ隊からの相談を受けた多機関協働事業者がその都度関係機関を招待して会議を開催し、組織的に課題の解決にあたります。

多機関協働事業者は、ケースの調整役を担い、関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等により重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めます。

なお、本市では重層事業において、目的が異なる3種類の会議体を設置します。

重層ミャクミャク会議 （支援が多機関の支援者たちや地域に脈々と受け継がれていくようにという意味を込めています。）	■本人の同意のもと、個人情報共有した上で複雑な課題を解きほぐし支援プランを策定。また主担当となる室課を設定。 ■支援機関等は支援プランによって決められた役割に基づき所管室課とともに支援を実施。 ■多機関協働事業者が担当する「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「参加支援事業」についても必要に応じて検討。
重層プレミャクミャク会議 （支援が脈々と受け継がれるために先立って準備ができるようにという意味を込めています。）	■本人の同意が得られないケースに対して、構成員に守秘義務を設けた上で個人情報共有。 ■将来的に複雑な課題に発展する恐れのある「潜在的相談者」の確認や支援につなげるアプローチの検討を実施。 ■庁内組織や支援関係機関へ向けた学識経験者等による研修を実施し、重層事業の理解促進や判断スキルの向上等を目指す。
重層井戸端会議 （気軽に集まって会話ができるようにという意味を込めています。）	■特定の個人についてではなく、課題の複雑化・複合化等により対応が困難なケースに対して、関係室課に気軽に助言等をもらう場。 ■重層事業を活用した全庁的な連携イメージや支援の終結点を共有することが目的。 ■必要に応じて重層ミャクミャク会議の出席者の選定やアプローチの方向性を検討し、その後の対応が円滑に進むよう調整。

◆支援の主担当が決まらない場合

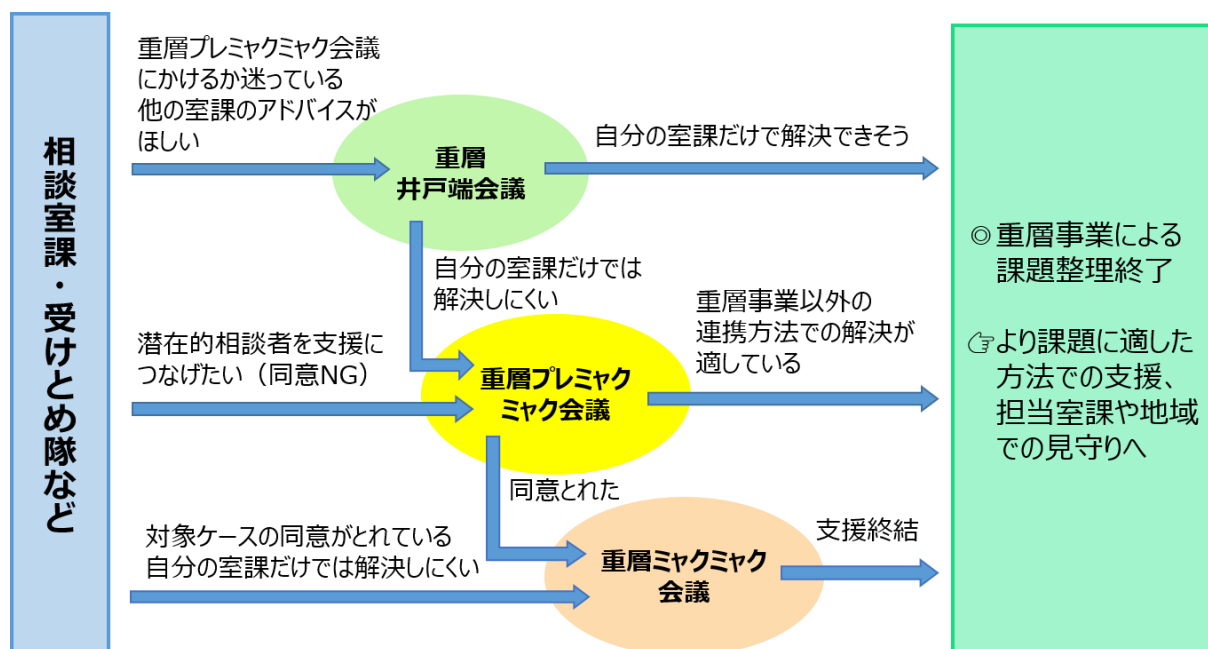
重層ミyakミyak会議で支援の主担当となる室課が決まらない場合は、会議の意見を踏まえて多機関協働事業者が設定します。なお、当該ケースの状況によっては主担当となる機関を途中で変える等、実態に合わせて円滑に支援を実施します。

◆実用性の高い事業運用に向けて

3つの会議体のうち重層ミyakミyak会議、重層プレミyakミyak会議については対象ケースの個人情報共有をすることができますが、情報の共有には各室課や支援機関が使用している既存の相談票等を活用することで、情報提供のための書類作成の負担を軽減します。

この他、会議開催においては各室課が所管する既存の会議体を活用する等、重層事業が支援者の負担を減らし、実用性の高い事業となるよう努めます。

【図6 会議ごとの活用の流れ】



多機関協働事業者

どの会議を使うか、誰に出席してもらいたいのか、目的や出席者の規模感などを確認しながら私たちが会議を開催し、課題解決に向けた整理等を行います。
また、「繊細な課題のため今は多機関での共有より少数で対応すべき」という場合もあります。ケースの特徴によっては、重層事業以外の既存制度の連携により解決に向けて検討することも想定されます。

（２）参加支援事業

参加支援事業は、不登校やひきこもり、虐待、ダブルケア、8050 問題、外国人居住者など、複雑化・複合化した課題を抱え社会から孤立している世帯や、年齢要件に当てはまらないなどの理由により既存の制度の狭間にいる人を対象とし、人々との交流やコミュニケーションのための居場所をはじめとして、ボランティア活動などの社会貢献から就労支援に至るまで、様々な社会参加を通じて社会とのつながりをつくる事業です。参加支援による新しい経験や挑戦により、本人が自分の能力や価値を実感できることで、社会的に自立し、孤立からの脱却を目指します。

また、本人が社会とつながり視野が広がることや、社会が困難を抱える世帯に関心を持つ機会となることそのものが、虐待や 8050 問題などの複雑化・複合化した課題の根本的解決になることも期待されます。

参加支援事業者は、本人のニーズや課題などを丁寧に把握しながら、自主的に通える居場所の発見など社会参加に向けた支援メニューが提供できるよう、地域にある社会資源と本人との間を調整し、マッチングを行います。また、既存の取組を行う団体等の地域資源に働きかけて、支援メニューの拡充や創出を図るなど、多様な支援ニーズに応じた形での社会参加を目指します。

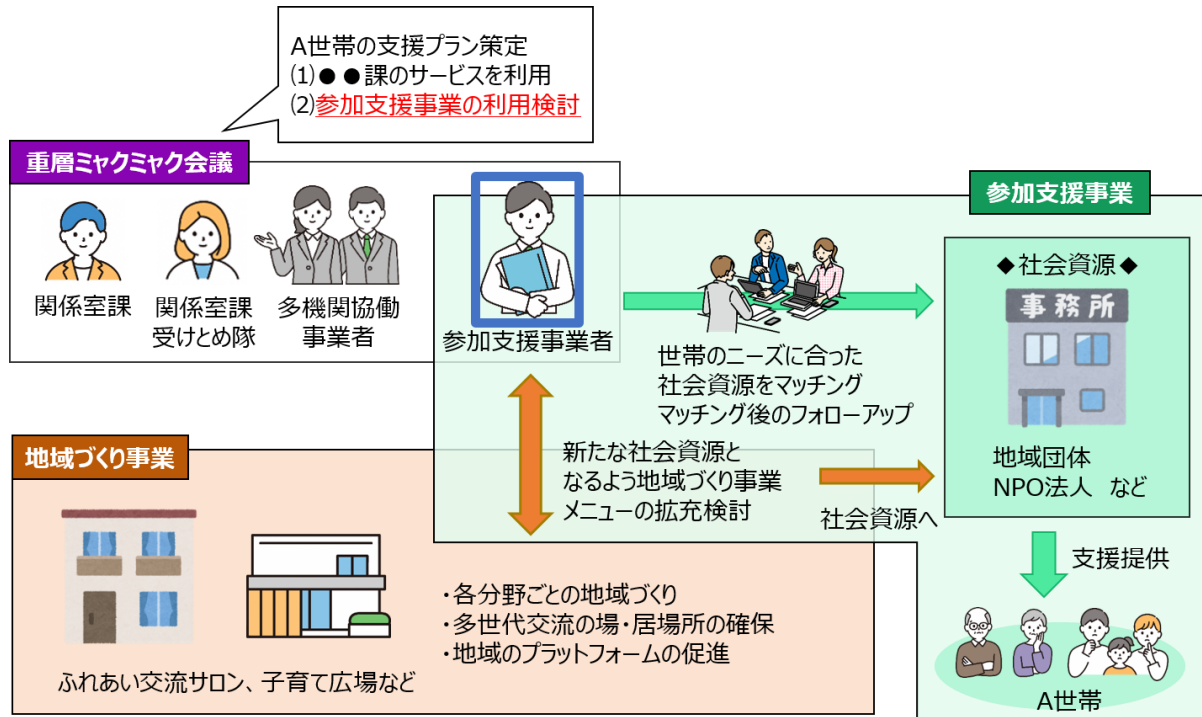
なお、マッチング後は、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているか、フォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とが継続してつながるための支援に取り組みます。

（３）地域づくり事業

地域づくり事業は、高齢・障がい・子供・生活困窮等分野ごとの地域づくりに向けた支援を実施する他、支援対象者の拡充により、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場・居場所の確保について検討します。また、これらの支援における関係者が集い関係性を深める場（プラットフォーム）や、住民と地域の多様な活動とのつながりが生まれる環境の整備を推進します。これらの支援により、居場所・交流・参加・学びの機会を生み出し、社会参加を促すことで孤立を防ぐとともに、様々な担い手が出会い、住民主体の多様な地域活動が生まれることで、地域活動の活性化や支え合い・見守り等の取組の促進、新たな社会参加の場の創出などが自発的に生まれる地域の醸成を図ります。

また「（２）参加支援事業」における支援メニューの充実に向けては、地域づくり事業の取組を通じて、地域にある社会資源を把握し連携・協働を図る中で、多様なニーズに対応した社会資源づくりに取り組むなど、本人の状態や希望に沿った支援が実施できるよう、支援メニューの拡充を図ります。

【図7 参加支援事業と地域づくり事業の関係性】



巻末資料 「吹田市重層的支援体制整備事業に資する取組」

本計画の実施体制として、事業ごとの具体的機関（事業）や主な役割等については、次の表のとおりとします。なお、法定事業と記載があるのは、社会福祉法によりその全部又は一部が重層的支援体制整備事業に位置付けられている事業を指します。

（Ⅰ）包括的相談支援事業

支援機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割
消費生活相談 （市民総務室）	直営	消費者契約や商品やサービスについての苦情・問い合わせについて、相談員が対応します。
市政相談 （市民総務室）	直営	市役所の仕事、市政全般に関する意見や相談、要望、苦情などについて、市職員が対応します。
法律相談 ◆委託先：大阪弁護士会 （市民総務室）	委託	民事問題（相続・贈与問題、夫婦・男女問題、不動産問題など）について、弁護士が対応します。
多重債務相談 ◆委託先：大阪弁護士会、大阪司法書士会 （市民総務室）	委託	債務整理に関する問題について、弁護士又は司法書士が対応します。
登記相談 ◆委託先：大阪司法書士会 （市民総務室）	委託	不動産の登記などに関する問題について、司法書士が対応します。
測量相談 ◆委託先：大阪土地家屋調査士会 （市民総務室）	委託	不動産の分筆や測量、境界線などに関する問題について、土地家屋調査士が対応します。
総合生活相談 ◆委託先：（一社）吹田市きしべ地域人権協会 （交流活動館）	委託	人権、福祉、教育、就労などの生活全般に関わる悩みについて、専門の相談員が対応します。
J O B ナビすいた ◆委託先：ヒューマンアカデミー株式会社 （地域経済振興室）	一部委託	就労に関する相談や職業紹介について、専門の相談員が対応します。
労働相談 ◆委託先：大阪府社会保険労務士会 大阪弁護士会 （地域経済振興室）	委託	職場等での労働問題全般について、社会保険労務士や弁護士が対応します。

ニート・ひきこもり等就労相談 ◆委託先：(特非) フルハウス (地域経済振興室)	委託	ひきこもり状態等による就労や自立に関する悩みについて、専門機関の相談員が対応します。
吹田市多文化共生ワンストップ相談センター ◆委託先：(公財) 吹田市国際交流協会 (文化スポーツ推進室)	委託	日常生活の中で必要な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行います。
ひとり親家庭自立支援事業 ◆委託先：(公財) 家庭問題情報センター 大阪ファミリー相談室 (福)大阪府母子寡婦福祉連合会 (子育て給付課)	一部委託	ひとり親家庭や寡婦の方の生活上の悩みや養育費・親子交流・就労について、専門の相談員が対応します。
子育て支援コンシェルジュ事業 (のびのび子育てプラザ) (保育幼稚園室)	直営	子育てに関する情報提供や相談について、保育士等が対応します。 保育園や認定こども園等の教育・保育施設の選択や利用について、専門の相談員が対応します。 法定事業
地域子育て相談機関設置事業 (保育幼稚園室)	直営	地域住民からの子育てに関する相談に応じ、必要に応じて子育て支援センター等と連携し必要な助言や支援につなぐことで、虐待を未然に防ぎます。 法定事業
妊産婦相談支援事業 ◆委託先：(一社) 大阪府助産師会 (すこやか親子室)	一部委託	妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する相談について、保健師や助産師が対応します。 法定事業
家庭児童相談 (家庭児童相談室)	直営	児童虐待や子供と家庭に関する相談(ヤングケアラーに対する相談も含む)について、専門の相談員が対応します。 法定事業
地域支援センター 外来相談事業 (こども発達支援センター)	直営	情緒や発達面で悩みや不安のある子供と家族に対して、心理士等の専門職が相談に応じ、必要な支援に繋がります。

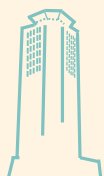
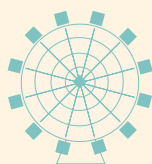
地域支えあいネットワーク推進業務 ◆委託先：(福)吹田市社会福祉協議会 (福祉総務室)	委託	暮らしの困りごとについて、コミュニティソーシャルワーカー等が対応します。 法定事業
けんりサポートすいた ◆委託先：(福)吹田市社会福祉協議会 (福祉総務室)	委託	成年後見制度の利用を考えている人や利用している人、その親族や支援者などからの権利擁護に関する相談を受け付けています。
くらしサポートセンターすいた ◆委託先：(福)吹田市社会福祉協議会 (福)みなと寮 (生活福祉室)	委託	経済的な理由による生活・仕事・住まいなどに関する悩みについて、専門の相談員が対応します。 法定事業
地域包括支援センターの運営 ◆委託先：(福)燦愛会 他9法人 (高齢福祉室)	一部委託	市内15か所にて高齢者の暮らしの困りごとについて、主任介護支援専門員等が対応します。 法定事業
障がい者相談支援センター ◆委託先：(福)コミュニティキャンパス 他5団体 (障がい福祉室)	委託	市内6か所にて障がい者等の暮らしの保健・医療・各種の福祉に関することについて、専門の相談員が対応します。 法定事業
こころの健康相談 (地域保健課)	直営	統合失調症、うつ病、依存症関連(アルコール、薬物等)、その他こころの健康に関する相談について、精神保健福祉士等が対応します。
国民健康保険料等滞納整理事業 (国民健康保険課)	直営	滞納となった保険料等を徴収するための一連の業務を職員が行います。
医療相談 (保健医療総務室)	直営	吹田市内の病院・診療所等に関する情報や医療に関する疑問などの相談を受け付けています。
吹田市居住支援協議会 ◆事務局：(福)みなと寮 住宅政策室 (住宅政策室)	その他 (みなと寮が参画)	住宅確保が困難な方(住宅確保要配慮者)への住まい探しの相談から入居後の生活支援まで、市内の各種団体と連携したサポートを提案します。

(2) 地域づくり事業

支援機関（事業）	実施方式	本事業における主な役割
吹田市立市民公益活動センター （ラコルタ） ◆委託先：（特非）市民ネットすいた （市民自治推進室）	委託	市民誰もが集え、市民公益活動に参加、活躍するための情報や活動場所の提供等活動のサポートを実施します。
吹田歴史文化まちづくりセンター （浜屋敷）の地域イベント ◆委託先：（特非）吹田歴史文化まちづくり協会 （文化スポーツ推進室）	委託 補助	地域の歴史と文化を学ぶ講座やイベントなどの機会を提供します。
子育て広場 ◆補助先：子育て広場ねっこぼっこ 他 （子育て政策室）	補助	市内にて乳幼児とその保護者や妊婦が気軽に集い、交流ができる場を運営します。 法定事業
地域子育て支援拠点事業 ◆委託先：私立保育所等 （子育て政策室）	委託	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や子育て等に関する相談、地域の子育て関連情報の提供を行います。 法定事業
子ども見守り家庭訪問事業 （家庭児童相談室）	直営	民生・児童委員、主任児童委員等が、市内の生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、4か月児健診の案内や地域の子育てサロンなどの情報提供を行います。また、子育てについて悩みのある家庭を早期に各種の養育支援につなぐことにより、地域からの孤立を防ぎ、子供たちの心身の健やかな成長を図ります。
地域子育て支援センター （保育幼稚園室）	直営	保育所等にて行事開放や育児教室等世代間交流の取組を実施します。 法定事業
のびのび子育てプラザ （のびのび子育てプラザ）	直営	親子教室など子供や保護者同士が交流できる場を提供したり、子育てサークル活動やボランティア育成に向けた支援を実施します。 法定事業

地域子育て支援関係機関連絡会 (のびのび子育てプラザ)	直営	市内を 12 の地域に分けて地域子育て支援関係機関連絡会を設置し、子育てに関する機関や団体が連携し、地域の子育て力の向上を図ります。
小地域ネットワーク活動 ◆補助先：(福)吹田市社会福祉協議会 (福祉総務室)	補助	市内 33 地区にて地域住民のつながりづくりを目的として、世代間交流やサロン等さまざまな援助活動を実施します。 法定事業
住民主体の介護予防活動支援事業 (いきいき百歳体操) ◆委託先：(株) COSPA ウェルネス (高齢福祉室)	一部委託	介護予防活動を地域に展開するため、いきいき百歳体操を推進し住民全体の通いの場の活動を支援します。 法定事業
介護支援サポーター事業 ◆委託先：(福)吹田市社会福祉協議会 (高齢福祉室)	一部委託	高齢者が介護施設等で行う洗濯物の整理などの介護支援サポーター活動に対してポイントを付与することで、社会参加・健康増進を図ります。 法定事業
ふれあい交流サロン ◆補助先：陽だまりルーム 他 11 団体 (高齢福祉室)	補助	市の選考を受けた団体にて高齢者から乳幼児までの市民が気軽に利用できる世代間交流の場を運営します。 法定事業
生活支援体制整備事業 ◆委託先：(福)吹田市社会福祉協議会 (高齢福祉室)	一部委託	多様な主体による生活支援サービスとその担い手の創出を検討するため、コーディネーターを配置及び協議会を設置します。 法定事業
街かどデイハウス ◆補助先：街かどデイハウスいずみ 他 5 団体 (高齢福祉室)	補助	介護予防又は生活支援を要する高齢者に介護予防活動、食事、レクリエーションなどのサービスを提供します。 法定事業
住民主体の介護予防活動支援事業 (介護予防推進員) (高齢福祉室)	直営	介護予防の基本的な基礎知識等を理解した介護予防推進員を養成し、地域での介護予防の普及活動を推進します。 法定事業
地域活動支援センター ◆委託先：(福) コミュニティキャンパス (特非) フルハウス (障がい福祉室)	委託	障がいがある方に創作活動や生産活動の場を提供したり、社会との交流を提供する活動を実施します。 法定事業

青少年活動サポートプラザ ◆委託先：(一財) 大阪市青少年活動協会 東京海上日動ファシリティーズ株式会社 共同事業体 (青少年室)	委託	青少年等が安心して学び、活動し、交流できる場の提供や、その成長・発展に応じた支援を実施します。
吹田市地区青少年健全育成事業 補助先：各青少年対策員会 (青少年室)	補助	土曜日の午前中に小学校の校庭等を「遊び場」として開放し、子供たちに活動の場を提供します。
地域教育コミュニティ事業 ◆委託先：各地域教育協議会 (青少年室)	委託	各中学校区で地域の実情に合わせた、音楽会やフェスティバル、クラブ体験など体験活動の場を提供します。
こどもプラザ事業「太陽の広場」 ◆委託先：各地域教育協議会 (青少年室)	委託	小学校施設を活用して放課後に子供たちが安心して安全に過ごせる居場所を確保し、放課後の生活の充実を図ります。
こどもプラザ事業「地域の学校」 ◆委託先：各地域教育協議会 (青少年室)	委託	土曜日を中心に学校施設等を活用して、地域の方が先生となり、スポーツ教室や伝統芸能等の様々な体験活動の場を提供します。



吹田市重層的支援体制整備事業実施計画

発行年月 2025年 3月

発行 吹田市

編集 吹田市 福祉部 福祉総務室

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

電話 : 06-6384-1803

E-mail : fuksomu@city.suita.osaka.jp